

令和6年度～令和8年度 伊予市地域包括支援センター運営方針

I 【策定趣旨】

この「伊予市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的として策定する。

II 【地域包括支援センターの意義・目的】

センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。また、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つの要素が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指す。

III 【運営上の基本理念】

1 公益性

センターは、本市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。また、センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを念頭に置き、適切に事業運営を行う。

2 地域性

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であることから、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。また、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日常の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、関係機関と連携を図り、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性

センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が専門性を発揮し、業

務の理念・方針を理解した上で、相互に情報を共有し、連携・協働の体制を構築しながらチームアプローチで業務を遂行する。

IV【業務の基本方針】

1 共通事項

(1) 設置場所等

本業務は、基本的な運営体制を視点を置き、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者が利用しやすい利便性の高い場所に設置する。

(2) センターとしての姿勢

センター業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、専門職等がチームアプローチで高齢者に関する様々な相談に応じ支援する。

また、各センターの専門職が共通の事案を協議する専門部会やその他研修会に積極的に参加し、職員の意識統一とスキルアップに努める。

(3) 市との連携

センターの業務を円滑に実施するためには、市の多くのセクションとの連携が重要である。そこで、市とセンター相互の理解が不可欠であるため、常日頃から支援の体制や状況等について情報を共有し、困難事例が発生した際には関係セクションが一丸となって、迅速に対処できるような環境づくりに努める。

(4) 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日常の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

(5) 個人情報の保護

高齢者の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場であるため、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護の重要性を常に意識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱う。

(6) 事業計画

センターは、年度ごとに策定する地域の実情に応じた重点課題・重点目標を示した事業計画を基に、創意工夫しながら業務運営に当たる。

V【業務内容】

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスにつなげる等の支援を行う。

①地域におけるネットワーク構築業務

介護サービス提供機関、医療機関、民生児童委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等とともに、社会資源の把握、地域特性の理解、協議体の活用等により、地域におけるネットワークの構築・強化を図る。

②実態把握業務

地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。そのために、地域活動への積極的な訪問・参加による情報収集など、情報が寄せられやすい体制を構築する。

③総合相談支援

訪問による相談対応を基本とし、初期段階で課題等を明確にしたうえで、適切なサービス提供機関や専門相談機関等へつなげる。また、支援計画等を策定するなど、継続支援が必要な方へのモニタリングを行う。

また、高齢者を介護する家族等の支援を行う場合は、介護離職の防止や育児と介護を同時時期に担う人への配慮の視点を持って行う。

(2) 権利擁護業務

困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点からの支援を行う。

①成年後見制度の活用及び促進

成年後見制度の利用について判断し、利用が必要と判断された場合には、申立ての支援を行う。その際、成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等や、診断書の作成等を行う地域の医療機関と連携し紹介等を行う。

②老人福祉施設等への措置の支援

緊急対応の必要性について検討し、老人福祉法上の措置を行う必要があると判断された場合には、市と連携して必要な支援を行う。また、措置後の状況把握にも努め、成年後見制度の利用等を含めた適切な支援を行う。

③高齢者虐待への対応及び擁護者支援

地域住民や関係機関等と密接に連携を取りながら、虐待の早期発見等に努める。発見した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに状況を把握し、市と連携して当該高齢者及び養護者に必要な支援を行う。

④困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。また、市とも連携を図りながら適切な支援を行う。

⑤消費者被害の防止

各専門職(団体)及び機関と連携して消費者被害情報等について把握し、地域の民生児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等へ消費者被害情報の伝達や連携を図ることにより、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働及び地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び居宅介護支援におけるケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行う。

①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が様々な社会資源を活用できるようインフォーマルサービスの提供や開発を行う。

②介護支援専門員に対する個別ケアマネジメント支援

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言、同行訪問を行う。また、ケアプラン作成指導、サービス担当者会議の開催支援等、個別事例に対する相談・支援を行う。

(4) 地域ケア会議

地域における包括的な支援体制を推進するため、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する者、児童民生委員等、関係者及び関係機関等による地域ケア会議を開催し、個別課題・地域課題の解決により、高齢者支援の充実を図る。

また、市が開催する地域ケア会議に参加・協力する。

(5) 家族介護教室

要介護者の介護をしている家族等を対象に、適切な介護知識・技術の習得等を図る教室を開催する。教室の企画・実施に当たっては、介護離職防止や介護と育児を同時に担う人への配慮の視点を持って取り組む。

(6) 認知症サポーター等養成講座

認知症の人やその家族を見守り支援する応援者となる認知症サポーターを養成する講座を開催する。

2 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域社会の実現に向け、在宅医療・介護連携の充実を図る。医療関係者及び介護事業者からの相談を受ける相談窓口を設置し、相談・支援を行う。

(2) 生活支援体制整備事業

地域の実情に応じて、多様な主体による生活支援・介護予防サービスが提供されるよう、協議体の設置及び生活支援コーディネーターを配置するとともに、高齢者も支援の担い手となるようなサービスの開発・創生に取り組む

(3) 認知症総合支援事業

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、認知症の早期における症状悪化防止のための支援及び認知症の容

態の変改に応じた必要な支援が効果的に行われる体制の構築を推進する。

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業に取組み、認知症サポーターステップアップ講座の開催、チームオレンジの整備・運営を支援する。

また、認知症地域支援推進員を配置し、ネットワークの構築や認知症カフェ等の取組みを行う。

3 第1号介護予防支援事業

要介護状態等になることを予防するため、その心身の状態等に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を「伊予市介護予防マネジメントガイドライン」に基づき、ケアマネジメントを行う。

4 指定介護予防支援事業

予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行いながら、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、目標を設定し、目標を達成するために必要なサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう調整を行う。

5 その他

第1号被保険者全ての者及びその支援の活動に関わる者を対象に、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組み及び高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう、健康増進や介護予防についての知識の普及啓発等に努めること。